


大田原市告示第28号

次の公印を廃止したので、大田原市公印規則（昭和44年規則第31号）第8条の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

廃止する公印

公印の名称	印影	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由
大田原市長 印 両郷出 張所専用		方21	てん書	主管に属する証明及び一般文書用	令和6年 4月1日	組織改編に伴い、両郷出張所を廃止するため。
大田原市長 印 須賀川 出張所専用		方21	てん書	主管に属する証明及び一般文書用	令和6年 4月1日	組織改編に伴い、須賀川出張所を廃止するため。
大田原市長 職務代理者 之印 両郷 出張所専用		方21	てん書	主管に属する証明及び一般文書用	令和6年 4月1日	組織改編に伴い、両郷出張所を廃止するため。
大田原市長 職務代理者 之印 須賀 川出張所専 用		方21	てん書	主管に属する証明及び一般文書用	令和6年 4月1日	組織改編に伴い、須賀川出張所を廃止するため。